

建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程（昭和46年岩手県告示第521号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書の閲覧に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定により、<u>建築計画概要書、築造計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書</u>（以下「概要書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧場所)</p> <p>第2条 <u>概要書</u>の閲覧場所は、当該<u>概要書</u>に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する広域振興局土木部、<u>広域振興局総合支局の土木部若しくは土木部土木センター又は地方振興局の土木部若しくは土木事務所</u>とする。</p> <p>(閲覧時間等)</p> <p>第3条 <u>概要書</u>の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、毎日午前9時から午後4時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、<u>概要書</u>の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、<u>概要書</u>の閲覧時間を短縮し、又は<u>概要書</u>を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、局長は、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。</p> <p>(閲覧手続)</p> <p>第4条 <u>概要書</u>を閲覧しようとする者は、<u>概要書閲覧簿</u>（別記様式）に所要事項を記載して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(概要書の持出し禁止)</p> <p>第5条 <u>概要書</u>を閲覧する者は、当該<u>概要書</u>を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>(閲覧の停止又は禁止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>建築計画概要書等の閲覧に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定により、<u>建築計画概要書その他の同条第1項各号に掲げる書類</u>（以下「概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧場所)</p> <p>第2条 <u>概要書等</u>の閲覧場所は、当該<u>概要書等</u>に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（<u>岩手土木センターの所管区域にあつては、盛岡広域振興局土木部</u>）とする。</p> <p>(閲覧時間等)</p> <p>第3条 <u>概要書等</u>の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、毎日午前9時から午後4時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、広域振興局長（以下「局長」という。）は、<u>概要書等</u>の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、<u>概要書等</u>の閲覧時間を短縮し、又は<u>概要書等</u>を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、局長は、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。</p> <p>(閲覧手続)</p> <p>第4条 <u>概要書等</u>を閲覧しようとする者は、<u>概要書等閲覧簿</u>（別記様式）に所要事項を記載して、局長に提出しなければならない。</p> <p>(概要書等の持出し禁止)</p> <p>第5条 <u>概要書等</u>を閲覧する者は、当該<u>概要書等</u>を閲覧場所以外の場所に持ち出してはならない。</p> <p>(閲覧の停止又は禁止)</p>

第6条 局長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) [略]
- (2) 概要書を汚損し、損傷し、若しくは亡失し、又はそのおそれのある者
- (3)・(4) [略]

別記様式（第4条関係）

確認印	年月日	氏名	住所	閲覧を求める <u>概要書</u> の 建築主の氏名
[略]				

第6条 局長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) [略]
- (2) 概要書等を汚損し、損傷し、若しくは亡失し、又はそのおそれのある者
- (3)・(4) [略]

別記様式（第4条関係）

確認印	年月日	氏名	住所	閲覧を求める <u>概要書等</u> の建築主の氏名
[略]				

(A4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。